

追加募集

回覧

山形県に U ターン する方の 奨学金の返還を支援します！

募集人数

31 名

募集期間

令和3年9月22日～10月29日

募集概要

■ 対象者（詳細は裏面をご覧ください。）

- ・ 申請日時点で山形県外に居住しており、県外において就業実績のある方
- ・ 令和4年3月末日の時点で35歳以下の方
- ・ 裏面記載の大学等を卒業している方
- ・ 大学等在学時に貸与を受けた対象奨学金（日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金、県内市町村の奨学金）の返還残額がある方

■ 要件

申請日以降、令和4年10月31日までに山形県内に居住・就業し、5年間以上継続すること（支援は県内居住・就業から3年経過後に行います。）

■ 支援金額

県内に居住・就業から3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額
（上限60万円）

1

県外居住時に
応募

2

山形県に
転入・就業

3

返還支援
最大60万円

申請日以降
令和4年10月31日まで

3年経過後※

※支援後2年間の居住・就業の継続が必要です。

お問い合わせ先（裏面もご覧ください）

山形県 商工産業政策課 地域産業振興室
TEL 023-630-2360



←各市町村
窓口一覧

各市町村対象
奨学金一覧→



募集の概要

1. 応募資格

次のA又はBのいずれかに該当する方で、(1)～(5)すべてに該当する方

A 県内高校等を卒業し、次の大学等を卒業している方

ア 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む）

イ 大学

ウ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

エ 短期大学

オ 専修学校専門課程

カ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校

B 県内に所在する大学等を卒業している方

(1) 大学等在学中に、定住を希望する市町村で定める奨学金の貸与を受けていた方で、返還残額がある方（市町村により対象の奨学金が異なります。表面QRコードより一覧表をご確認ください。）

※山形県内に居住・就業を開始する前に返還が終了する場合、支援額は0円となりますのでご注意ください。

(2) 申請日の属する年度の末日において35歳以下の方

(3) 大学等卒業後、県外において就業の実績がある方

(4) 申請時点で県外に居住しており、かつ県内で就業していない方

(5) 申請日以降、令和4年10月31日までに県内に居住・就業し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの方（※公務員は対象外になります。）

2. 支援額

返還支援額は、助成候補者の方が県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額とし、60万円を上限とします。

※助成候補者の認定申請書を提出した市町村以外の山形県内の市町村に転入した場合や、居住開始から3年以内に山形県内の他市町村へ転居した場合、支援額は2分の1となります。

3. 応募方法

次の書類を定住を希望する市町村へ提出してください。申請書は山形県や市町村のHPでダウンロードできます。（※応募者多数の場合は選考を行います。）

ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】

イ 高校等の卒業証明書又は卒業証書の写し（県外大学等の卒業者のみ）

ウ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し

エ 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもので申請日前1か月以内に発行されたもの）

オ 県外での就業実績が確認できる書類（在職証明書、退職証明書等）

カ 奨学金貸与証明書

キ 奨学金返還証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの）

4. 支援の方法

支援額は山形県が奨学金の貸与機関に対し、繰り上げ返還金として支払います。支援時の奨学金の返還残額が支援額よりも少ない場合、差額は本人にお支払いします。

※支援後2年間、県内居住・就業を継続しない場合は支援額の返還が生じます。